



長和町シェア型移住体験施設NAU

NAU

暮らしルールブック

## はじめに

---

一本の縄を「<sup>な</sup>絢う」ように、  
人と地域を結ぶ場所

地域との関係性はもっと自由でいい。

NAUはシェアメイト、短期利用者、移住者、地元住民など、異なる立場の人々が混ざり合うことで、まちや人生が豊かになることを応援するシェア型移住体験施設です。

ここでの生活が、あなたの「自分らしい生き方」の手段として、地方との最適な関係性を探るための場所になることを願います。

ここから一歩を踏み出していく場所でありますように。

# 利用フロー

## 貸付料の納付

貸付料（家賃）は期日までに指定の金融機関等にて納付してください。

P5

## NAUでくらす

ここでの暮らしは共同生活です。ルールを守って過ごしましょう。

P8

## 鍵のお渡し

鍵をお渡しした日が入居日です。入居は管理人が立会います。

P7

## 退去について

短期：退去にあたって立会いが必要です。管理人と立会い日時を決めてください。  
長期：退去の1ヶ月前までに管理人までご連絡ください。退去検査を行います。

P14

# 目次

---

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| <b>1.貸付料の納付・・・・・・・・・・</b>  | <b>5</b>  |
| (1) 納付先について                |           |
| (2) 共益費と自治会費               |           |
| <b>2.鍵のお渡し・・・・・・・・・・</b>   | <b>7</b>  |
| (1) 入居の立会                  |           |
| (2) 鍵について                  |           |
| <b>3.NAUでくらす・・・・・・・・・・</b> | <b>8</b>  |
| (1) 入居準備                   |           |
| (2) NAUのくらし方とマナー           |           |
| (3) その他暮らしの注意事項            |           |
| (4) 共有部における消耗品について         |           |
| (5) 駐車場の利用について             |           |
| (6) 修繕の費用負担                |           |
| (7) 災害時における注意              |           |
| (8) 明渡し請求と損害賠償             |           |
| <b>4.退去について・・・・・・・・・・</b>  | <b>14</b> |
| (1) 退去手続き手順                |           |
| (2) 退去にあたっての注意事項           |           |
| <b>【別表1】住宅の修繕と費用負担・・</b>   | <b>16</b> |
| <b>【資料1】ゴミ捨て場について・・</b>    | <b>17</b> |
| <b>緊急連絡先・・・・・・・・・・</b>     | <b>18</b> |

# 1．貸付料の納付について

## （１）納付先について

貸付料（家賃）は月末に当月分を請求しますので、長和町役場会計課窓口または指定の金融機関にて納付期限までに必ず納付してください。また、初月は入居審査後に納付書をお送りしますので、入居日までに指定の金融機関にて納付してください。

また、月の途中で入退去された場合の使用料は、日割り計算となります。

### ■納付先（金融機関は窓口のみ）

- ・長和町役場（会計課窓口）
- ・信州うえだ農協
- ・上田信用金庫
- ・八十二銀行
- ・三井住友銀行

## （２）貸付料について

### ■短期利用

- ・夏期14,000円／7日間（5月1日～10月31日）
- ・冬期17,500円／7日間（上記以外）

※利用期間：1週間～最長1か月

### ■長期滞在

- ・6畳部屋 ①22,000円②23,000円③25,000円
- ・10畳部屋 ④28,000円⑤28,000円

※利用期間：1か月～最長3年

※1部屋あたり1名まで

- ・貸付料には施設共用部の光熱費、町CATV使用料、インターネット使用料、共用部の冬期灯油代が含まれます。
- ・施設での飲食費、各部屋での暖房灯油代、洗面具及び衛生用品等の日常消耗品、寝具（シーツなど）につきましては、ご自身でご用意ください。

### **( 3 ) 共 益 費 と 自 治 会 費**

貸付料のほか、建物維持費や自治会費として共益費を徴収します。共益費はひと月あたり1000円です。貸付料の納付とは別に、月末までに管理人まで現金にてお支払いください。

#### **■ 共 益 費 で 賄 う 事 項**

- ・ 自治会費
- ・ 建物の共有部における軽微な修繕費等
- ・ NAUでのイベント企画、運営費など



## 2．鍵のお渡し

---

### (1) 入居の立会

原則、貸付料の納付を確認してからの鍵のお渡し及び入居となります。管理人と相談の上、入居日を決定してください。

### (2) 鍵について

- ・ 鍵は「建物玄関の鍵」と「各個室の鍵（長期利用者のみ）」をお渡しします。
- ・ 鍵を受け取ったときから、N A Uの善良な管理者としての責務が発生します。鍵の保管と取扱いについては、十分に注意してください。
- ・ 万が一、鍵を紛失した場合は速やかに管理人までご報告ください。その際は、ご自身の負担にてドア鍵本体を交換していただきます。

## 3．NAUでくらす

NAUでの生活は共同生活です。快適に過ごせるようにお互いを配慮し、ルールを守って暮らしましょう。

### (1) 入居準備

- ・各部屋におけるエアコン・テレビ等の工事を伴う設備の設置はできません。
- ・固定電話は設置できません。Wi-Fi完備ですので携帯電話をお使いください。
- ・部屋の模様替えはできません。退去時には原状回復義務がありますので、畳の凹みや画鋏の穴などにもお気を付けください。
- ・建物内は禁煙です。喫煙は玄関外の喫煙スペースにてお願いいたします。
- ・ペット等動物の飼育は禁止です。
- ・敷金・礼金はありませんが、入居者の故意・過失により施設を大きく破損させた場合は修繕を求めることがあります。
- ・各部屋の冷房、暖房器具等のご自身でご用意して頂き、暖房にかかる灯油代はご自身で負担してください。共用部の灯油の私的利用は禁止です。

### (2) NAUのくらし方とマナー

NAUはシェアハウスを想定したつくりではなく、各部屋が繋がっています。大きな音を出さないなど個室内での過ごし方も配慮し、共有スペースでは他の人が気持ちよく過ごせるような配慮を忘れずに生活してください。

また長期のシェアメイトは、短期利用者が快適に暮らしを体験できるよう、清潔に保つように心がけてください。



## NAUでのマナーについて

| 施設              | 使用上の注意                                                                                                                                                                                                |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 戸締りおよび<br>鍵等の管理 | 鍵（自室、玄関等）は厳重に管理願います。壊したり紛失した場合は、ご自身の負担にてドア鍵本体を交換していただきますので、十分に注意して管理をお願いします。                                                                                                                          |
| リビングルーム         | 短期・長期利用者の食事等の共同使用のほか、交流の場として利用できます。<br>また、NAU利用者や地域住民を交えたイベントの場としても使用する場合があります。なお、 <u>営利を目的とした使用や特定の政治活動や宗教活動・選挙活動を目的とした使用はできません。</u><br>また、リビングスペースを夜遅くまで使用したり、私物を置くことはほかの入居者の迷惑となりますのでご遠慮ください。      |
| 個室              | 個室内の衛生管理等は利用者の管理責任となります。退去時に原状復帰できるように丁寧な利用を心掛けてください。また留守時には鍵の施錠を徹底し、貴重品の管理には気を付けてください。万が一、 <u>盗難や損害などが起きた場合、管理人および役場は一切の責任を負いかねます。</u><br>また、 <u>個室での食事は原則禁止</u> です。食事は1階リビング又は2階共有スペースにて取るようお願いします。 |
| トイレ             | トイレットペーパー以外は絶対に流さないでください。万が一、詰まった場合は入居者負担で修理を依頼することとなります。また、他の人が気持ちよく使用できるように定期的に掃除を行ってください。                                                                                                          |
| キッチン            | 短期・長期利用者の共同使用となります。調理器具・食器なども共用となりますので、大切に扱ってください。<br>食事前の時間は混み合うことが予想されますので、一人で占領することは慎み、当番制や時間制などの導入を検討してください。<br>なお、冷蔵庫の使い方などのルールは、入居者同士で話し合って決めてください。                                             |

| 施設      | 使用上の注意                                                                                                     |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 浴室      | 浴室は一つのみであるため、使用後は都度排水口を掃除するなど、他の人に配慮して使用してください。<br>使用時は必ず施錠してください。                                         |
| 洗濯機     | 洗濯機は自由にご使用できますが、節水を心掛けてください。尚、洗たく用洗剤は共益費から購入しますが、柔軟剤などは各自でご用意ください。                                         |
| 玄関      | 短期利用者の方は正面玄関から出入りし、長期滞在者の方は裏口から出入りするようになしてください。                                                            |
| 2 階全体   | 2 階部分は原則長期滞在者のみが使用できます。短期利用者の方は、管理人の許可なしに2 階へ立ち入らないでください。                                                  |
| 庭・駐車場   | 庭・駐車場の草刈りや雪かきなどは、ルールを決めてNAU利用者で協力しながら行ってください。                                                              |
| 階段・廊下   | 階段・廊下や共用スペースはこまめに掃除してください。また、電気はこまめに消すなど、節電等にも心がけてください。                                                    |
| ゴミ捨て    | 朝8時まで指定の場所へ出してください。捨てた人が責任をもって分別ポスターに沿ってきちんと分別をしてください。分別がされていないと回収されないことがあります。ゴミ捨て場の場所は【資料1】(P16)をご参照ください。 |
| 町内行事の参加 | NAUは【青原区】に所属します。区で行っている清掃活動などの行事には積極的に参加してください。また、日頃から近隣に配慮した行動を心がけ、挨拶をするなど良好な関係を築けるように心がけてください。           |

### ( 3 ) その他暮らしの注意事項

- ① 管理人主催、または管理人許可を得ているイベント時などを除き、NAU利用者以外の人の建物内への立ち入りは禁止です。やむを得ない場合や見学希望者などがいる場合は、ひとりで対応せず、必ず管理人に相談してください。
- ② 生活の細かいルールは、NAU利用者同士でコミュニケーションを取りながら決めてください。なお、不測の事態やトラブルなどが発生した場合は、管理人までご相談ください。

### ( 4 ) 共用部における消耗品について

建物共用部で使用する消耗品、及び管理人が共有で使用する  
と判断した消耗品について、管理人が管理し補充を行います。  
原則、ゴミ袋以外は短期利用者専用となります。長期利  
用者は各自で揃えるようお願いいたします。

#### 【管理対象消耗品】

※消耗品の管理は管理人が行います。目的外使用や必要以上の使用がある場合は、ご自身でご用意ください。

- ・基本調味料（塩、砂糖、醤油、油）
- ・ハンドソープ
- ・食器用洗剤
- ・食器用スポンジ
- ・アルミホイル
- ・サランラップ
- ・洗たく用洗剤
- ・衣類用漂白剤
- ・掃除用品
- ・ゴミ袋
- ・【共用部・短期利用者分】灯油
- ・その他管理人が共用で必要と認めたもの

## ( 5 ) 駐 車 場 の 利 用 に つ い て

NAU敷地内の駐車場をご利用ください。原則、1人につき1台分のご用意をしております。より多くの車が停められるように、停め方にはお気を付けください。

## ( 6 ) 修 繕 の 費 用 負 担

NAUが破損した場合、建物の主要構造部や町が必要と認めたものは町が修繕しますが、消耗的部分や付属的部分については、入居者が費用を負担して修繕していただきます。退去後に次の人が住むことを考えて、善良な管理をお願いします。また破損等させた場合、町で指定する破損（汚損、滅失）届を提出してください。

修繕については入居者が負担するものと町が行うものがあります【別表1】（P15）。

入居者負担以外の修繕で町が必要と認めたものについては町が修繕しますので、管理人までご相談ください。

## ( 7 ) 災 害 時 に お け る 注 意

・ 地域の避難場所：青原公民館

・ 町で建物火災保険に加入していますが、保障の対象となるのは建物本体のみです。したがって、各自で用意する家財や備品などは保障の対象外となります。万が一の事態に備えて、必要に応じて個人で火災保険に加入してください。

・ 火の取り扱いには十分注意してください。万が一、火災等の災害が起きた際には出火元の責任の追及をさせていただく場合があります。

## **( 8 ) 明渡し請求と損害賠償**

入居者が次のいずれかに該当した場合、シェアハウスの明渡しを請求されることがあります。

- ・ 不正な行為によって入居したとき
- ・ 貸付料を2か月以上滞納したとき
- ・ シェアハウスおよび備品を故意に毀損したとき
- ・ 正当な理由なく引き続き1か月以上シェアハウスを利用しないとき
- ・ 自室以外の空き部屋を使用したり、自室の増築や模様替え等をしたとき
- ・ シェアハウスを他の者に貸したり、入居の権利を譲ったとき
- ・ 近隣住人や入居者が不快に感じる態度、言動、行動を行い、管理人および町の是正に従わなかったとき

## 4．退去について

---

### (1) 退去手続き手順

シェアハウスを退去される時は、管理人の退去検査を受ける必要があります。退去する際は、次の手順で進めてください。

#### ■ 短期利用の場合

予め退去の時間を管理人へお知らせください。管理人の立会いのもと退去検査を行います。

#### ■ 長期利用の場合

- ① 退去の1か月前までに管理人へ連絡してください。
- ② 管理人と日程調整を行ったうえ、退去予定日の10日前までに退去検査を受けてください。
- ③ 退去検査の結果に基づいて、入居者が負担する下記の修繕を行ってください。

#### 【入居者が負担する修繕】

(詳細は【別表1】(P15)を参照)

- ・ 入居者の責任で汚損、損傷した部分の修繕
- ・ 室内外の清掃

(ハウスクリーニング業者には依頼しません。次に入居される方のために念入りに清掃をお願いいたします。)

- ④ 検査が終わった時点で全ての鍵を返却していただきます。



## **( 2 ) 退去にあたっての注意事項**

### **【共通】**

- ・建物の本体等を破損させた場合には必ず管理人までお申し出ください。
- ・入居時に持ってきた荷物はすべて持ち帰ってください。

### **【短期利用】**

- ・使用したシーツ、枕カバー、タオル等を洗濯した上、室内に干してから退去してください。
- ・ゴミは袋に詰めた状態で玄関にまとめてください。臭いや虫の発生を避けるため、燃えるゴミはなるべくこまめに捨ててください。ビン・カンや段ボールなど、袋がいっぱいになっていないゴミはそのままでも構いません。
- ・使用した部屋は必ず掃除してから退去してください。
- ・忘れ物のないようお願いします。万が一、忘れ物があった場合はこちらからは返却しかねますので、十分お気をつけください。

### **【長期利用】**

- ・郵便物等転送手続きを行ってください。退去後に届いた郵便物は処分させていただきますのでご了承ください。

# 【別表 1】住宅の修繕と費用負担

## 【入居者の負担で修繕するもの】

| 修繕箇所  | 修繕内容                                                   |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 錠     | 紛失による鍵の取替え                                             |
| 室内建具  | 襖・障子・網戸の張替え、錠類・戸車・レール・建具の軽微な修理                         |
| 内壁・天井 | ペン類・インキ・墨・手垢等の汚れ                                       |
| 床・畳   | 金属等によるこすれ、傷、汚損の放置による着色、床色の変化、湿気による過度な劣化                |
| 給排水   | 排水管やトイレのつまり、便座・便器蓋の破損、汚水処理施設の使用または維持に要する費用、凍結による水道管の破裂 |
| 照明    | 照明器具・電球の取替え                                            |
| その他   | 物干し、調理台、IHコンロ、既設家具等、入居者自身が破損させたもの                      |

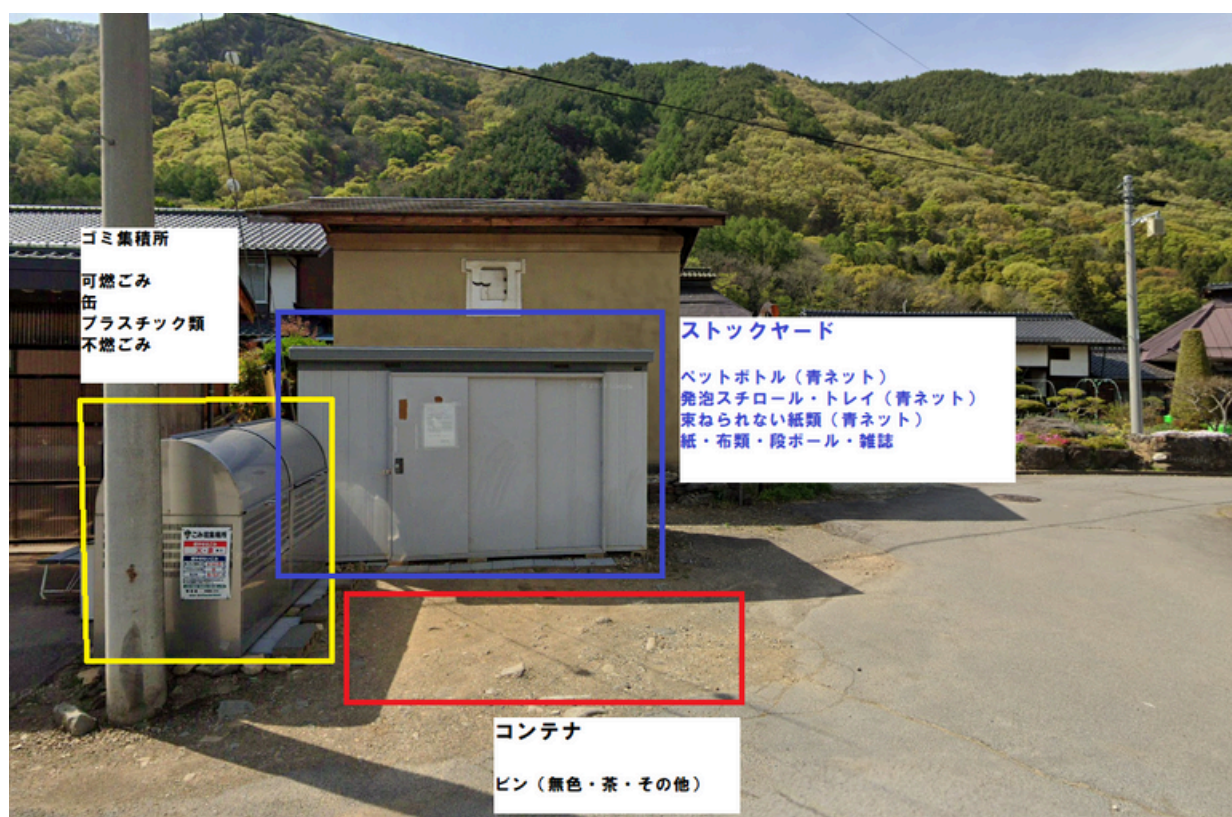
## 【町で修繕するもの】

■シェアハウスの基礎・土台・外壁・屋根・床（経年劣化によるもの）・柱などの主要構造部

■給排水・電気施設の幹線の破損部分

■町で設置した共用物品の維持管理修繕（風呂窯・シャワー・便器・洗濯機・照明器具本体・テレビ・キッチン家電・机・掃除機・灯油ストーブ等）

## 【資料 1】 ゴミ捨て場について



## 緊急連絡先

【総合政策課移住定住係】

(平日8:30~17:15)

☎0268-75-2066(直通)

【管理人 合同会社ナワメ社】

☎0268-75-0869

✉info@nawamesha.com



▲合同会社ナワメ社  
公式LINE

△長和町シェア型移住体験施設NAU△

〒386-0701

長野県小県郡長和町和田235-1

# MEMO

---



NAU